# 神奈川県石川ひろのし議会議員石川ひろのし

# 議会しポート2020精

石川ひろのり事務所

〒215-0011 川崎市麻生区百合丘1-5-4 米山ビル202 TEL 044-455-6611 FAX 044-455-6614

http://www.hiro-ishikawa.jp/ 「石川ひろのり」検索

県議会控室

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎7階 TEL 045-210-7650 FAX 045-210-8933

住み続けたい街 蘇生区のために

本当に神奈川は住みやすいのか あなたの納めた税金を 「生まれて・育って・住んで良かった」 誇りある神奈川に。

今日より明日はきっといいことがある。 住み続けたい神奈川を目指して。

様々な制度が用意されていますのでご活用ください(令和2年5月12日現在)

神奈川県民のみなさま	給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり 10 万円を給付します。	各市町村または 総務省コールセンター ☎ 0120-260020
		子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり 児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 <b>1万円 対象児童一人当たり1万円を支給</b> します。	各市町村
		業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	***	各労働基準監督署
		感染・感染の疑いで 無給や減給	国民健康保険の 傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や 減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。	各市町村
		収入減で家賃が 払えない	住居確保給付金の支給 対象範囲拡大	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額 (上限あり)を支給します。 対象:離職・廃業後2年以内/給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関
	貸付	休業・失業等で 生活資金に不安 <b>生活福祉資金の貸付</b>	緊急小口資金 主に休業された方等向け	据置期間:貸付日から1年以内 20万円 返済期間:据置期間経過後2年以内	各市区町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 HP参照
			総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	単身世帯 複数世帯 据置期間: 貸付日から1年以内   月 15 以内 20 以内 返済期間: 据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・総合 支援資金相談コールセンター な 0120-46-1999
	猶予	納税が今は厳しい	県税の納税等の猶予	県税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の 猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。	各県税事務所
		国民年金保険料等が 払えない	国民年金保険料 免除・納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的 に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する 方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町村
		水道料金等の支払いが 厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が 受けられます。	お住まいの水道局

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第1弾)のご案内

## 1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請や依頼 に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業 個人事業主(以下、「事業者」といいます。)の皆様に対し、協力金を、 交付いたします。

## 2 交付額

県の休業要請に応じて休業した事業者、又は、<u>県の夜間営業時間</u> の短縮の要請に応じて夜間営業時間の短縮を行った事業者にあって は、右表の金額を交付します。

申請は令和2年6月1日/月までとなっています。

対象事業者	条件		交 付 額	
-4500	休業した場合	県内の事業所全でが自己所有	10万円	
休業要請対象の 施設の事業者 (食事提供施設除く)		県内の事業所のうち、 賃借している事業所が1か所	20万円	
		県内の事業所のうち、 賃借している事業所が2か所以上	30万円	
夜間営業時間の短縮要請 対象の施設の事業者 (食事提供施設)	夜間 (夜間営業時 及び酒類	10万円		

注) 1事業者につき、1件の申請としてください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等を令和2年5月31日まで 延長したことに伴い、県は要請等に協力していただいた事業者等に支援を行います。

交付対象事業者 県内に事業所等を有し、令和2年5月7日から令和2年5月31日までの全期間(少なくとも期間中20日間、遅くとも令和2年5月12日火から令和2年5月31日日までの間)、

1 県からの要請等にご協力いただき、休業又は夜間営業時間を短縮(夜間営業時間の短縮は食事提供施設のみ対象。)した中小企業及び個人事業主等

2 県からの要請はないが、自主的にご協力いただき、休業した中小企業及び個人事業主等

申請受付開始時期 第1弾の協力金交付終了後、速やかに開始予定 交付予定金額 1事業者あたり 10万円

※本事業実施にあたっては、今後提案する補正予算案が 議決されることが条件となります。



「基本的に休止を要請する施設」等、最新情報は神奈川県 HP 神奈川 新型コロナウイルス感染症について 検索・をご覧ください。 種間は

県休業要請等に対する協力金資料のお問い合わせは石川ひろのり事務所(FAX 044-455-6614・mail hirosuke651@yahoo.co.jp)まで



プロフィール

**石川ひろのり** 1968 年11 月3 日生まれ 横浜市出身。旅行会社、飲食業を約20 年間経験。2015年4月神奈川県議会議員に初当選。2019年4月22,811票の付託を頂 き2期目の当選。麻生区在住。引きこもり支援相談士。 好きな言葉:「石の上にも3年」初めて社会人になる時に父親から言われ「どんなに苦しくても耐えること。そこで初めて全体が見える」という言葉を今でも忘れない。

石川ひろのりの活動報告・委員会質問など詳しくはHPまたはFacebookにてご覧いただけます。

f 石川ひろのり 検索

**石川ひろのりの活動への** 石川ひろのりの活動にご協力賜りたくご案内させていただきます。なお、寄付は税額控除の対象となりますので、ご相談くださいますようお願い申し上げます。 ご支援(個人献金)のお願い ▶石川裕憲後援会 【郵便局】払込取扱票にて(□座番号 00200-7-52777) 【銀行】三井住友銀行 新百合ヶ丘支店 普通 □座番号 6902358

石川ひろのりへの ご意見・ご質問をお待ちしております。	ご意見など	お名前	TEL	
FAX 044-455-6614		ご住所		